

自宅待機・在宅療養者への健康観察について（中部版）

R4.9.12 倉吉保健所

1. 健康観察実施手順

- (1) 陽性患者が発生し、自施設において健康観察を開始する場合は、当該患者に診療所の連絡先（日中及び夜間）を周知するとともに、「健康観察開始連絡票」を以下まで FAX 送信していただくか、以下まで御一報ください。
- (2) 健康観察を行う患者について、「新型コロナウイルス感染症患者（自宅待機者・在宅療養者）健康観察票」を作成していただき、原則 1 日 1 回（患者の症状や経過を踏まえ、診療所の判断で回数を調整し）健康観察を行ってください。
※診療所看護師による健康観察も可です。
※保健所から患者へ在宅療養一般に関する説明の連絡及びパルスオキシメーター等の貸与を行います。ただし、原則陽性判明日の翌日以降に行うことになっておりますので御了承ください。
※当該患者について、入院・入所等が決定した場合は、保健所より連絡をさせていただきます。
- (3) 健康観察期間を満了し療養終了となった場合は、当日中に、作成していただいた健康観察票を以下まで FAX 送信してください。
※有症状患者の場合、発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後 24 時間経過した場合に 8 日目から解除が可能となるため、療養終了予定日前日に症状が軽快していない場合(37.5℃以上の発熱)は療養期間が延長となる可能性があるため、保健所にご連絡ください
※療養解除日が休診日に当たる場合は、その前日で健康観察を終了し、健康観察票を送信してください。

2. 注意事項等

- (1) 患者に発熱等の症状がある場合、必要に応じて電話等による診療を行ってください。なお、入院又は宿泊療養施設への入所が適当と判断される場合には、以下まで御連絡ください。
※入院・入所の状況によっては対応が困難な場合がありますので御承知ください。
※メディカルチェックにおいて対応する場合がありますので、できるだけ14時頃までに御連絡ください。
※急を要する場合には救急要請をお願いします。
- (2) 健康観察を行っている患者の御家族の陽性が判明した場合、当該御家族の方の健康観察も合わせて依頼させていただきますので御了承ください。
- (3) この定期健康観察は診療報酬の対象外です。この健康観察に係る報酬は別途県から支給させていただきます。なお、上記（1）のとおり電話等による診療を行ったものについては診療報酬の対象となります。

【報酬及びお支払い手続】

（報酬）1日あたりの健康観察対象者：1人～5人まで 5万円／日

1日あたりの健康観察対象者が5人を超える場合：1人につき1万円を追加

（例：6人の観察の場合：6万円／日、10人の観察の場合：10万円／日）

（手続）業務終了後、医療政策課（FAX:0857-21-3048）へ「協力金申請書」をファクシミリにより送付

【問い合わせ先】 倉吉保健所新型コロナ対策本部療養先調整班

TEL：080-3400-6235（日中のみ） FAX：0858-23-4803

TEL：0858-23-3261（相談センター）